



2023年4月13日

各 位

会社名 株式会社東武住販
代表者名 代表取締役社長 荻野 利浩
(コード番号：3297 東証スタンダード[®]・福証Q-Board)
問合せ先 取締役経理部長 河村 和彦
(電話番号：083-222-1111)

従業員に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員に対する譲渡制限付株式付与のための報酬制度を導入することを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 譲渡制限付株式報酬制度の導入

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の従業員（以下、「対象者」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としております。

(2) 本制度の対象者

本制度の対象者は、当社の従業員で管理職の地位にある者（取締役である者を除きます。）とします。

2. 本制度の概要

対象者は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式（以下「本株式」といいます）について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象者に対して支給される金銭報酬債権の総額は、年額3,000万円以内とし、本制度により発行又は処分される株式の総数は年20,000株以内（※）とし、各対象者への具体的な支給時期及び配分については、あらためて取締役会にて決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行または処分する普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また本株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象者との間において、①一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること等をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件とします。

(※) ただし、当社が普通株式について、割当のための取締役会の決議の日以降を効力発生日とする株式分割（当社普通株式の無償割当を含みます）又は株式併合等を行う場合には、当該効力発生日以降、譲渡制限付株式として発行または処分される当社の普通株式総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整するものとしたします。

以 上